

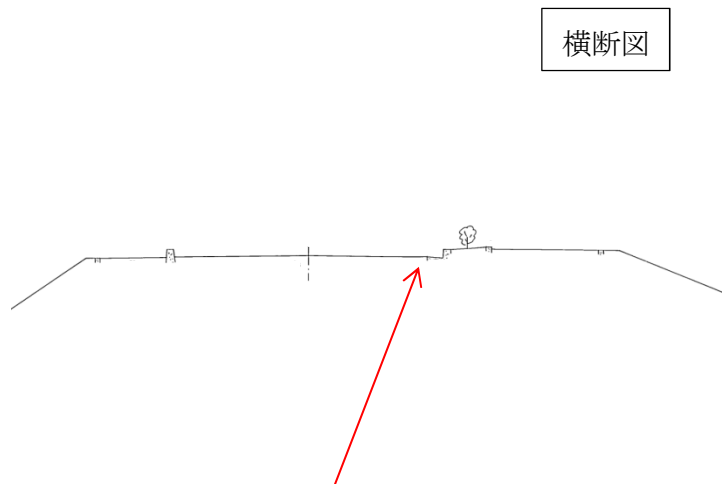
## 損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

(県道安曇川今津線での自転車転倒事故)

1. 事故発生日時 平成 28 年 6 月 1 日(水) 14 時 18 分頃
2. 事故発生場所 高島市新旭町わらその藁園地先
3. 事 故 概 要 事故当事者が、自転車で県道安曇川今津線を南走中、横を通過したトラックの風を受け、街渠と舗装との段差(約 5 c m)にハンドルを取られ転倒し負傷、自転車等も損傷した事故である。
4. 負 傷 の 程 度 右手甲骨折、顔面裂傷  
治療期間 平成 28 年 6 月 1 日～平成 29 年 10 月 6 日  
(内 入院 6 日、通院 74 日)
5. 賠償請求者・請求額

1, 291, 782 円(県責任 7 割負担分)

※道路管理者損害賠償責任保険適用



舗装面と街渠との段差約 5 c m